



## 食品衛生法施行規則の改正に係る答申について (フルジオキサニルの添加物指定に伴う表示基準の改正)

平成23年8月26日  
内閣府消費者委員会事務局

平成22年9月30日付けの内閣総理大臣からの諮問のあった、食品衛生法施行規則の改正については消費者委員会食品表示部会で審議を行い、平成23年1月24日の第7回食品表示部会で結論が得られたことを受けて、本日付けで消費者委員会委員長より答申を行った。

1. 上記諮問に関して行われた第7回食品表示部会までにおける審議内容は以下の通り。

### 食品衛生法施行規則の改正

・ 諮問された改正案で、フルジオキサニルの添加物指定により防かび剤又は防ばい剤の使用対象作物が拡大することに伴い、防かび剤又は防ばい剤を含む旨の表示を義務づける作物に、あんず、おうとう、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごを追加することについて、その案のとおり改正することが適当であるとされた。

2. 第12回食品表示部会において結論が得られた上記の食品衛生法施行規則の改正については、本日、消費者委員会委員長から以下を内容とする答申が行われた。

### 食品衛生法施行規則の改正

・ 諮問された改正案について、その案(別添資料1)のとおり改正することが適当である。

別添資料 1：食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）一部改正（案）新  
旧対照表

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当：森繁・山田

電 話：03 - 3507 - 9945

F A X：03 - 3507 - 9989

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（第七十九条（略） 様式第一号（様式第十五号（略） 別表第一（別表第二（略） 別表第三（第二十一条関係） 一（十（略） 十一 容器包装に入れられた食品（前各号に掲げるものを除く。）であつて、次に掲げるもの イ（ロ（略） ハ あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご 十二（十四（略） 別表第四（別表第十七（略）</p>	<p>第一条（第七十九条（略） 様式第一号（様式第十五号（略） 別表第一（別表第二（略） 別表第三（第二十一条関係） 一（十（略） 十一 容器包装に入れられた食品（前各号に掲げるものを除く。）であつて、次に掲げるもの イ（ロ（略） ハ かんきつ類、バナナ 十二（十四（略） 別表第四（別表第十七（略）</p>